

養蜂振興法改正の概要

現行制度の概要

養ほう振興法（昭和30年法律第180号）は、蜂蜜及び蜜ろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資するため、議員立法により制定された。

現行制度では、養蜂業者に対し、住所地の知事への養蜂の届出を義務付けるとともに、他の都道府県へ転飼する場合の許可制を定めるほか、蜜源植物の保護増殖、蜂蜜の販売業者の表示義務、養蜂業者に対する助成等について規定している。

1 養蜂の届出義務の見直し （第3条関係）

（1）養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を、養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課す。

ただし、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合等、農林水産省令で定める場合は、届出を要しない。

（2）届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、他の都道府県知事に通知すること。

2 蜜蜂の適正な管理 （第5条関係）

（1）蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

（2）都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等 （第8条関係）

（1）都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

（2）都道府県は、一の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

4 施行期日

平成25年1月1日